MINATOビジョン策定支援業務委託採点基準表
（第一次審査）

一次審査（書類審査）			
候補者名		記入者	

1　基本事項の評価（事務局採点）			劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
			1	2	3	4	5				
(1)	**事業者の実績**	事業者は、令和2年度から令和6年度までの5年間に、特別区、政令指定都市等都市部の自治体の計画策定関連業務の実績を有しているか。 （※自治体からの直接発注に限るものとする。） （事務局が客観的視点により採点） ～3pt　4点／4～5pt　8点／6～7pt　12点／8～9pt　16点／10pt　20点 ①総合計画、基本構想、基本計画の策定支援実績 1～2件　1pt／3～4件　2pt／5件　3pt／6～7件　4pt／8件以上　5pt ②7分野（子ども・子育て/福祉・保健/街づくり/環境リサイクル/防災・危機管理/産業・地域振興/教育）の個別計画策定支援実績 （※同分野内で複数の計画等策定実績がある場合でも、いづれか1つの計画等についてのみ加点するものとし、1ptとする。） 0～1分野　1pt／2～3分野　2pt／4～5分野　3pt／6分野　4pt／7分野　5pt									20
(2)	**業務従事予定者の実績**	総括責任者を含む業務従事予定者は、本業務を実施するにあたって必要な経験やノウハウ、能力を有しているか。 （※前職等、別会社での実績は含まないものとする。） （※従事予定者が複数人いる場合は、平均値による（小数点以下四捨五入）） （事務局が客観的視点により採点） ～3pt　4点／4～6pt　8点／7～9pt　12点／10～12pt　16点／13～15pt　20点 ①実務経験年数 1年　1pt／2～4年　2pt／5～7年　3pt／8～10年　4pt／11年以上　5pt ②業務実績（令和2年度以降の、特別区、政令市等都市部の自治体の総合計画、基本構想、基本計画策定支援の実績） 1～2件　1pt／3～4件　2pt／5件　3pt／6～7件　4pt／8件以上　5pt ③手持ち業務量 4件以上　1pt／3件　2pt／2件　3pt／1件　4pt／0件　5pt									20

事務局採点

2　企画提案の評価			劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
			1	2	3	4	5				
（1）配置計画の実効性について【様式６】											
ア	**配置計画**	業務従事予定者の配置が的確で、業務全体を適切に管理でき、緊急時や繁忙時期にも対応できる体制となっているか。						×4			20
イ	**スケジュール**	適切なスケジュールと実効性のある進行管理方法が提案されているか。						×4			20
（2）港区を取り巻く社会状況の分析について【様式７】											
ア	**社会経済状況の分析**	国及び港区の現状を整理し、確かなデータに基づいて2040年代の社会情勢を分析できているか。						×5			25
イ	**港区における課題の検討**	区民生活の変化や想定される課題は現実的であり、有用な解決策を導き出しているか。						×5			25
（3）区民参画について【様式８】											
ア	**ワークショップの運営**	参加者の意見を引き出す工夫がされたワークショップの進行案が提案されているか。						×5			25
イ	**成果の発表**	活用するツールや発表方法を含め、効果的な報告会の開催方法が提案されているか。						×5			25
（4）港区の将来像のアウトプットについて【様式９】											
ア	**コンテンツ化**	多くの人の興味を引き、主旨を効果的に伝えるコンテンツが提案されているか。						×6			30
イ	**イメージ図のデザイン性**	コンテンツのイメージは、実現可能で魅力的な構成やデザインとなっているか。						×6			30

3　見積額の評価（事務局採点）			劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
			1	2	3	4	5				
(1)	**見積価額**	・参考事業規模に対する見積額により採点 （事務局が客観的視点により採点） 下限を事業規模の70％で設定 2,754万円以上2,979万円以下　2点／2,531万円以上2,754万円未満　4点／2,308万円以上2,531万円未満　6点／2,085万円以上2,308万円未満　8点／2,085万円未満　10点									10

事務局採点

一次審査合計点	250

加点項目 ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の５％（小数点以下切上げ）を一次評価点に加点します。 ※事務局採点配点の満点（250点）の５％（小数点以下切上げ）は13点なので、最大65点（13点×5項目）加点されます。	事務局採点配点の満点 （50点×5委員分） ２５０点	加点項目の満点 （13点×5項目） ６５点

ア　区内事業者優遇
区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5％を加点
イ　ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5％を加点
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点
ウ　障害者雇用の評価
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5％を加点
エ　環境配慮に対する評価
ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の5％を加点
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点
オ　災害協定活動に対する評価
区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点（満点）の合計5％を加点

講評等（ポイントとなった事項など）